

令和5年度

千葉市
学校教育ボランティア
災害補償制度マニュアル

Chubb 損害保険株式会社

目次

千葉県学校教育ボランティア災害補償制度とは

I. 概要	P1
1. 傷害事故	P1
2. 損害賠償事故	P1
II. 補償内容	P2
1. 傷害事故	P2
2. 損害賠償事故	P2
III. 保険金の種類	P3
1. 傷害事故	P3
2. 損害賠償事故	P3
IV. 保険料と保険期間	
V. 加入者および補償の範囲	P4
VI. 保険金の請求	P5
VII. 加入者名簿の作成	P5
VIII. 保険金が支払われない場合	P6
IX. 保険会社	P6
X. 事故報告書例(傷害事故用・損害賠償事故用)	P7・8

★千葉市学校教育ボランティア災害補償制度とは

千葉市学校教育ボランティアの活動(お手伝い)をする地域の方々が、事故により傷害を被った場合及び他人の身体・生命を害したり、財物を損壊したことについて賠償する制度です。

I. 概要

1. 傷害事故【団体総合補償制度費用保険】

千葉市学校教育ボランティア活動のため自宅を出てから帰宅するまでの間に、ボランティアの方々が傷害事故または特定疾病事故※1により傷害を被った場合保険金が支払われます。

2. 損害賠償責任事故【賠償責任保険】

①第三者賠償

学校教育ボランティアの活動中、偶然の事故により、他人に身体障害または財物損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負ったとき、その損害賠償額を保険金としてお支払いします。

※1 特定疾病とは・・・

- ・急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患
- ・くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患
- ・気胸、過喚気症候群等の急性呼吸器疾患
- ・細菌性食中毒 ・日射病、熱射病等の熱中症
- ・低体温症 ・脱水症

Ⅱ. 補償内容

1. 傷害事故【団体総合補償制度費用保険】

補償項目		保険金額	備考
死亡・後遺障害	傷害事故	1,000 万円	後遺障害は程度に応じて4%~100%
	特定疾病事故	250 万円	
入院日額	傷害事故	3,000 円	180 日限度
	特定疾病事故	1,500 円	
通院日額	傷害事故	2,000 円	90 日限度
	特定疾病事故	1,000 円	

2. 損害賠償責任事故【賠償責任保険】

補償項目	保険金額	備考
対人・対物賠償	1事故 2 億円	免責なし
付帯特約	管理財物賠償(100万円) 受託物賠償(100万円)	免責なし

Ⅲ. 保険金の種類

1. 傷害事故【団体総合補償制度費用保険】

①死亡保険金

事故(発症)の日から180日以内に、そのケガがもとで死亡された場合、保険金全額1,000万円をお支払いします。(特定疾病 250万円)

②後遺障害保険金

事故(発症)の日から180日以内に、そのケガ(特定疾病)がもとで後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて保険金額の4%~100%が支払われます。

ただし、その原因が疾病のときは障害厚生年金の認定された基準に準じます。

③入院保険金

事故(発症)により、その治療のために入院したとき、その入院日数に1日につき入院保険金日額3,000円が支払われます。(特定疾病 日額1,500円)

ただし、事故発生日から180日を限度とします。

④手術保険金

上記③の入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内に治療のために所定の手術を受けた場合に、入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率を乗じた額が支払われます。

ただし、1事故について1回の手術に限ります。

⑤通院保険金

事故(発症)により、その治療のために通院したとき、その通院日数に1日につき通院保険金日額2,000円が支払われます。(特定疾病 日額1,000円)

ただし、事故発生日から180日以内の90日分を限度とします。

2. 損害賠償責任事故【賠償責任保険】

①対人事故

被害者の治療費、入院費、休業補償費、逸失利益、慰謝料などについて支払われます。

②対物事故

修理費について支払われます。修理ができないときは、買い替え費用(時価額)について支払われます。また、店舗を壊したようなときは、休業補償費など間接的な損害も支払われます。

ご注意

- (1) 損害賠償金の額については、社会的に妥当性のある額が支払われます。
- (2) 損害賠償額の決定については、事前に保険会社の承認を得ることが必要です。

IV. 保険料と保険期間

保険料は、教育委員会が負担しています。

保険期間は令和5年3月31日までです。

V. 加入者および補償の範囲

この補償制度の加入者(補償対象者)は以下のとおりです。

- ・ 学校教育ボランティア
- ・ その他、千葉市教育委員会が認めた者

この補償制度では、以下の範囲で補償いたします。

- ・ 傷害(特定疾病)事故については、学校教育ボランティアの活動に参加するために自宅を出てから、自宅に戻るまでを補償いたします。
- ・ 賠償事故については、学校教育ボランティアの活動中を補償いたします。

VI. 保険金の請求

(1) 事故の連絡

別紙「事故報告書」に必要事項を記入して、千葉市教育委員会担当までFAXして下さい。

(2) 請求時の必要書類

● 傷害事故のとき

- ・保険金請求書(保険会社所定の用紙)
- ・医療機関の証明書(保険金額が10万円以下の場合は省略できます。その場合は、それに代わるものとして、医療機関でのレシート等の提出が必要です。)
- ・その他、必要な書類は保険会社から別途連絡があります。

● 賠償事故のとき

- ・事故内容によってことなります。事故連絡後に保険会社から連絡があります。
- ・物損の場合は、現場や壊れた物などの写真をとっておいて下さい。

(3) 保険金の支払

● 傷害事故のときは

- ・受傷した方の口座へ保険会社が直接送金します。(書類が全て整ってから、7日以内に支払われる予定です。)
- ・本人と千葉市教育委員会にハガキで保険会社から送金連絡がきます。

● 賠償事故のときは

- ・事故内容によって異なります。保険会社と連絡を密にとり問題解決を図ります。

VII. 加入者名簿の作成

千葉市学校教育ボランティアに参加される方で、この補償制度の適用を受ける方については、事前に所定の登録手続きを行い名簿への記載が必要になります。

保険会社への提出は必要ありませんが、各学校での備え付けは必要です。

VII. 保険金が支払われない場合

この制度で、保険金が支払われない場合は以下の通りです。
十分留意して下さい。

傷害(特定疾病)事故の場合	賠償事故の場合
<ul style="list-style-type: none">・故意または重大な過失・犯罪行為または闘争行為・麻薬、あへん等の薬物の使用・頸部症候群または腰痛で自覚症状しかないもの・まめ、靴擦れなど・活動の直前 12 ヶ月以内に治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と因果関係がある特定疾病	<ul style="list-style-type: none">・故意・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等・地震、噴火、津波等の天災・特別な約定により加重されたもの・同居する親族に対するもの・排水または排気に起因するもの・雨または雪などによるもの

VII. 保険会社

この制度は、Chubb(チャブ)損害保険株式会社を引受会社として運営しています。
そのため、本冊子に記載にない事項等については、保険約款に準拠しています。
保険の内容でご不明な点については、千葉市教育委員会事務局にお問い合わせ下さい。

X. 事故報告書例

千葉市教育委員会 御中

傷 害 用(812E B036972-1)

令和 ○ 年 12 月 5 日

下記のような事故報告がありました。本人宛の必要な手配および指示連絡をお願いいたします。

登録している方の事故報告書

下記の傷害事故は、保険金給付対象となる事故であることを確認いたしました。

記入例

(学校名) 千葉市立 第一小学校

(担当者名) 千葉 一郎

TEL 043-333-1111

事故報告(本人申告書)

負傷者(被補償者) 稲毛 太郎	住所 〒 335 - 1111 千葉市 中央区 旭町*丁目*番**号 TEL 043- (111) - 3333
---------------------------	---

事故日 令和 ○ 年 **12** 月 **1** 日 午前・午後 **3** 時 **30** 分頃

場 所 **千葉市中央区千葉港○丁目交差点**

活動内容(行事名) **第一小学校見守り隊**

事故状況および傷病の状態について

第一小学校見守り隊の活動中、転倒し受傷した。

医療機関名 **みなと第一病院** TEL **043- (111) - 4444**

千葉市教育委員会 御中

賠償保険用 (504 L G044315-4)

令和 ○ 年 12 月 5 日

下記のような事故報告がありました。必要な手配および指示連絡をお願いいたします。

事故報告

下記の賠償事故は保険金請求対象となる事故であることを確認しました。

記入例

学校名 千葉市立第一小学校

担当者名 千葉 一郎

TEL 048 - (111) - 2222

事故状況

事故日時:	令和 ○ 年 12 月 1 日	AM・PM	2 時 20 分頃
事故場所:	千葉市みなと×丁目交差点付近		
状況:	社会科見学の途中、誤って児童が停車中の車に傷をつけた。児童に対する管理義務を問われています。		

被害者について

被害者名 田中 花子 男・女 (25 歳位)

被害者住所 千葉市中央区問屋町×番○○号

損害状況

損害状況	物損	被害物: 乗用車 (キューブ、白)		
		被害の程度: 車体に 10 cm のキズ	概算損害額:	10 万 円
	修理業者	名称: ○○板金 (株)	担当者	△△ △△△
		住所: 〒260-0000 千葉市 美浜区 ○○町××		
人身	受傷の部位:	受傷の程度:		
	治療見込み:	入院 日	通院 日	
	診療機関	名称:		
		住所: 〒	TEL ()	